

報道機関各位

文化財課 文化財係

タイトル 令和5年度地域文化財総合活用推進事業の二次募集について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	令和5年度地域文化財総合活用推進事業の二次募集について
日時	応募は令和5年5月19日（金）まで
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと） 文化庁の令和5年度地域文化財総合活用推進事業の二次募集に伴い、本事業を活用した取組を募集しますのでご案内します。 詳細は別添資料にてご確認ください。	
問い合わせ先	部課係名：教育委員会 文化財課 担当者名：中田 電 話：0791-43-6962 内線（ 2324 ） F A X：0791-43-6895

○添付資料（・無） ○ホームページへの掲載（・無） ○議会報告（有・）

「令和5年度地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）」二次募集案内

地域の文化遺産は、そこに暮らす人々の心のよりどころであり、地域コミュニティの維持・形成にも大切な役割を持っており、確実に次世代に継承していかなければなりません。このため、地域の伝統行事や民俗芸能等の継承に必要な用具の修理・後継者養成・記録作成など、継承のための取組に対して、文化庁が令和5年度に補助を実施する事業です。

この度、当補助事業の二次募集が下記のとおり行われますのでお知らせします。

◆ 助成の対象となる主な事業 ◆

地域に古くから継承されている文化遺産を継承するための取組として、用具等の整備・後継者養成・記録作成等の各事業が対象となります。各対象事業の具体的な内容は下記のとおりです。

○用具等整備事業

- ・地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具等を修理、新調し、後継者養成等に活用する取組

○後継者養成事業

- ・地域の伝統行事等保存会における会員等の練習

○記録作成事業

- ・伝統行事等の後継者育成のための映像記録作成と情報発信

これらの事業を市全体で計画し、その計画に基づいて実施する取組に対して、文化庁での審査を経て採択されれば補助金が交付されます。

ただし、事業費の一部（15%）の自己負担が必要です。

赤穂市では、これらの事業をされる団体等を募集いたしております。希望される方は、下記までお問い合わせください。

◆ 助成の対象となる事業期間 ◆

令和5年7月下旬頃（予定）から令和6年3月31日までの間

◆ 応募期日 ◆

令和5年5月19日（金）まで（赤穂市教育委員会文化財課 必着）

◆ 問い合わせ先 ◆

赤穂市教育委員会 文化財課文化財係（TEL：43-6962 FAX：43-6895）

※ 対象となる事業及び経費等の詳細、要望書様式等の関係資料につきましては、文化庁のホームページをご覧ください。

【文化庁ホームページ】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r05_sogokatsuyo/93870001.html

